

はじめて障害のある学生を 受け入れるにあたって



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO Japan Student Services Organization

I. 知っておきたい最近の動向

1. 障害のある学生ってどのくらいいるの？
 - 大学等における障害のある学生の在籍状況… … … … … 1
2. 障害学生支援についての国の方針を把握しよう
 - 障害者差別解消法に基づく法的措置… … … … … 2
 - 合理的配慮の提供とは… … … … … 3

II. 支援を実施するための体制整備

1. 障害学生支援って何をするの？
 - 障害学生支援に求められること… … … … … 4
2. どんな部署がどんな業務をするの？
 - 支援体制（組織フローチャート） … … … … … 5
 - 支援の申し出があったら … … … … … 6

III. 入学から卒業までの必要な支援

1. 入学前に準備しておくことは？
 - 入学までの支援… … … … … 7
2. 入学後はどんな支援をすればいいの？
 - 学習支援… … … … … 8
 - 学生生活支援 … … … … … 9
 - 就職支援 … … … … … 10
3. 障害種別の支援について知りたい
 - 視覚障害学生への支援 … … … … … 11
 - 聴覚障害学生への支援 … … … … … 12
 - 肢体不自由学生への支援 … … … … … 13
 - 病弱・虚弱学生への支援 … … … … … 14
 - 発達障害学生への支援… … … … … 15
 - 精神障害学生への支援 … … … … … 16

I. 知っておきたい最近の動向

1. 障害のある学生ってどのくらいいるの？

■大学等における障害のある学生の在籍状況

障害学生在籍校 833校

(全学校数の70.3%)

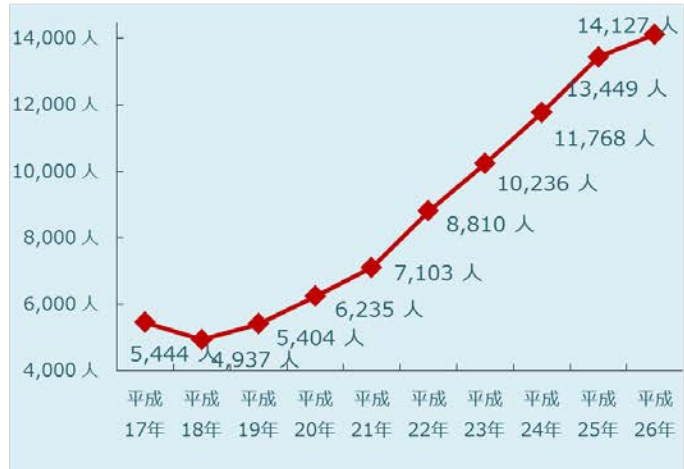
支援実施校 700校

(全学校数の59.1%)

障害学生 14,127人

(全学生数の0.44%)

(平成26年5月1日現在)



障害学生数の推移 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」より

参照

▶ [「平成26年度（2014年度）大学、短期大学、高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」](#)

▶ [「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告」](#)

平成26年5月1日現在、全国の大学等1,185校のうち、障害のある学生が在籍している学校は833校でした。このうち、支援を実施している学校は700校です。

また、全国の大学等に在籍している障害学生は14,127人でした。日本学生支援機構（JASSO）が、障害のある学生の修学支援に関する実態調査を開始した平成17年の障害学生数は5,444人ですから、9年間で2.6倍に増加しています。

しかし、全ての大学等の全学生数3,189,744人に占める割合は0.44%であり、アメリカ合衆国の高等教育機関に在籍する障害学生の割合11.1%（※）と比較すると、かなり低いものとなっています。

※National Center for Education Statistics,2014：数値は2011-2012年データ

2. 障害学生支援についての国の方針を把握しよう

■障害者差別解消法に基づく法的措置

● 国立、公立大学等

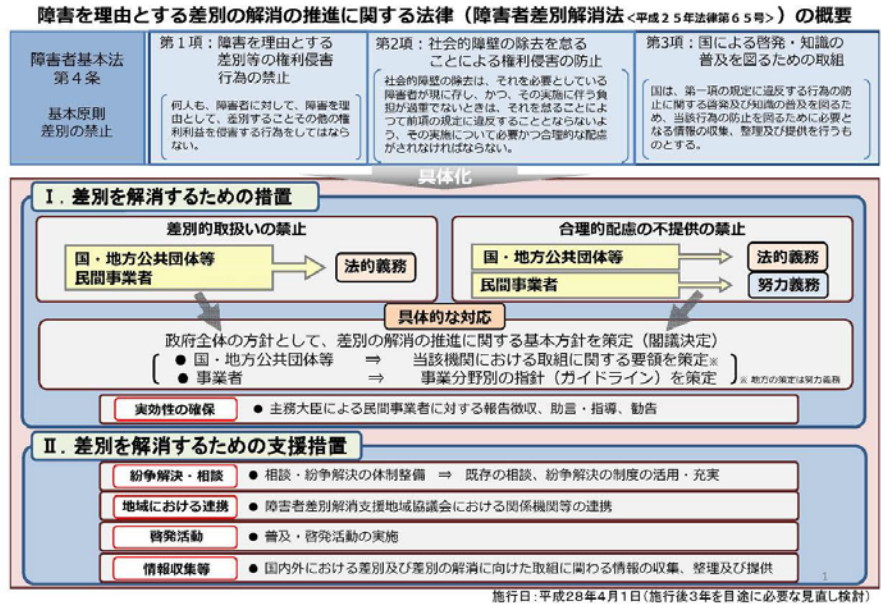
〔法的義務〕

- 差別的取り扱いの禁止
- 合理的配慮の不提供の禁止

● 私立大学等

〔法的義務〕

- 差別的取り扱いの禁止
- 〔努力義務〕
- 合理的配慮の不提供の禁止



内閣府資料

参照

- ▶ [障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）](#)
- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」関連情報 1. 障害学生支援に関する法律等](#)

我が国では、平成26年2月17日の**障害者権利条約**発効とともに様々な法整備が進み、大学等については、**障害者差別解消法**（平成28年4月施行）において、差別的取り扱いの禁止が法的義務となり、合理的配慮の不提供の禁止についても、国立、公立の大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

また、国立大学等は障害者差別解消についての**対応要領**の作成と公表が義務付けられ、公立大学等は努力義務となりました。私立大学等については、文部科学省の**対応指針**を参考に、取組を積極的に進めることとされています。

全ての大学等において、障害学生支援のための体制整備が求められているといえます。

■障害者差別解消法に基づく法的措置

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第1次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 対象となる学生の活動
 - 授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
- 合理的配慮の考え方
 - 大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いもの

<p>○我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則、筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。</p> <p>○これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第1次まとめとして取りまとめ。</p>	
<p>大学等における合理的配慮の対象範囲</p> <p>○「学生」の範囲 大学等に入学を希望する者及び在籍する学生（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）</p> <p>○「障害のある学生」の範囲 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生</p> <p>○学生の活動の範囲 授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象 ※直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。</p>	<p>関係機関が取り組むべき課題</p> <p>短期的課題</p> <p>○各大学等における情報公開及び相談窓口の設置 ・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。 ・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。</p> <p>○拠点校及び大学間ネットワークの形成 ・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。</p> <p>中・長期的課題</p> <p>関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理</p> <p>①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援</p> <p>今後の取扱い・課題</p> <p>○全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。</p> <p>○今後、各大学等の状況等を加え、大学等における様々な事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。</p> <p>○また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。</p> <p>○その他、合理的配慮決定において留意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。</p>
<p>合理的配慮の考え方</p> <p>合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いもの 一大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理</p> <p>主な記載内容</p> <p>①機会確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。</p> <p>②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。</p> <p>③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。</p> <p>④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。</p> <p>⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。</p> <p>⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など</p>	

本報告（第1次まとめ）本文は、文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/132925.htm に掲載。

文部科学省資料

参照

- ▶ [文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第1次まとめ）」](#)
- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」関連情報 1. 障害学生支援に関する法律等](#)

大学等における合理的配慮の考え方については、文部科学省に平成24年に設けられた「障がいのある学生の修学支援における検討会」において定義され、その報告（第1次まとめ）が公表されています。

そこでは「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有、行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」としています。

また、合理的配慮は、「大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いものである」とし、「**個々の学生の障害の状態・特性や教育的ニーズ等に応じて配慮されることが望まれる**」としています。

各大学等においては、支援体制の整備、基礎的環境の確認、支援の申し出に対する対応のプロセスづくりなど、個々の学生のニーズに対応できる仕組みを用意しておくことが必要です。

II. 支援を実施するための体制整備

1. 障害学生支援って何をするの？

■障害学生支援に求められること

障害学生支援には、修学機会、教育の質、公平に評価される機会等を確保し、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないようにすることが求められます。



文部科学省 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第1次まとめ）より

参照

- ▶ [文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第1次まとめ）」](#)
- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」関連情報 1. 障害学生支援に関する法律等](#)

【情報保障】 代替手段を用いて情報を提供し、様々な機会に平等に参加できるようにします。

【コミュニケーション上の配慮】 言葉の聞き取りや理解・発声・発語等の困難に配慮します。

【教材の配慮】 教科書・教材等へのアクセスに関する配慮です。読み上げソフト、点訳ソフト等、支援技術の活用も重要です。

【学習空白への配慮】 治療等のための欠席に対する補講等、学習機会を確保する配慮です。

【学外における実習やインターンシップにおける配慮】 資格取得、インターンシップ等の学外実習においても、可能な限り機会を確保します。

【公平な試験の配慮】 入試や単位認定等のための試験を公平に受けられるように配慮します。

【公平な成績評価】 学習の成果を柔軟な方法で適切に評価します。評価基準の変更や合格基準を下げる等、評価のダブルスタンダードを避けることも重要です。

【心理面・健康面の配慮】 周困と適切な人間関係を構築できるよう配慮するとともに、他の学生や教職員の理解啓発のための取組も必要です。また、障害に起因する不安感や孤独感の解消にも配慮します。

2. どんな部署がどんな業務をするの？

■支援体制（組織フローチャート）

	全学組織	教育組織	学生支援組織			事務組織						
	委員会	学部教員	障害学生支援	保健管理	学生相談	入試	教務	学生	就職	施設	総務広報	財務
入学まで	オープンキャンパス、入試説明会	相談窓口対応	障害のある学生対応・学内連絡調整			相談窓口設置					Webサイト等	
	入学試験前	相談対応				相談対応						
	入学試験	受験上の配慮		緊急時対応		配慮実施						
学習支援	合格後	履修、支援内容確認					履修、支援内容確認	支援内容確認		施設確認、改修	入学式配慮	予算措置
	履修	履修相談					履修配慮					
	授業	授業支援					授業支援	授業支援				
学生生活	評価（試験、レポート等）	評価方法決定					評価方法調整実施					
	学生生活	状況のフォロー		健康診断、緊急対応	メンタルサポート			寮、下宿課外活動		施設確認、改修		継続支出対応
卒業支援	就職活動	進路相談							就職相談			
	卒業	卒業式配慮									卒業式配慮	

参照

- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」共通 組織フローチャート](#)
- ▶ [「障害学生修学支援についての教職員研修プログラム」Ⅲ学内支援体制（大学・短大）Ⅳ学内支援体制（高等専門学校）](#)

進学希望者への情報提供から、就職支援、卒業までと、障害学生支援は、学生の修学活動のすべてにわたって、様々な場面で必要とされます。

この表では、左側に、入学前から卒業までの場面が上から順に示されていて、横軸にある学内のそれぞれの組織に関わる支援内容が、場面を追って、縦軸で示されています。

●全学組織

委員会…すべての場面に共通する支援ポリシーの決定、提示を担います。

●教育組織

学部教員…オープンキャンパスにおける相談窓口対応から卒業式における配慮まで、個々の学生への支援の主たる担い手となります。

●学生支援組織

障害学生支援室…すべての場面で、障害のある学生の対応や学内の連絡調整を行ないます。

保健管理…学生の健康管理や緊急時の対応を行ないます。

学生相談…メンタル面のサポートを行ないます。

●事務組織

入試…オープンキャンパスでの相談窓口の設置から受験上の配慮の実施までを担います。

教務…履修、授業、評価に関する支援を行ないます。

学生…授業や学生生活に関する支援を行ないます。

就職…キャリアガイダンスや就職相談に関する支援を行ないます。

施設…関連施設や学内移動の動線を確認し、必要な改修や設備の設置を担います。

総務・庶務・広報…進学希望者に向けた情報提供や学内行事に関する支援を行ないます。

財務…施設改修や人的、物的支援に係る予算措置、継続的な支出に対応します。

■支援の申し出があったら

支援の申し出を受けたら、学生と学内の関係者が一堂に会す話し合いの場を設け、学生の要望に基づいた調整を行ないます。環境等の事情により要望通りの対応が難しい場合は、学生のニーズに沿った次善の配慮案を提示し、支援方法について、学生との間に合意を形成することが重要です。



参照

▶ [文部科学省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第1次まとめ）」5. 大学等における合理的配慮（3）決定過程](#)

合理的配慮の決定過程においては、**権利の主体は学生本人にある**ことを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要です。大学等は、学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重しつつ、大学等の体制面、財政面を勘案し、「均衡を失しない」又は「過度でない」負担について、個別に判断することとなります。

○意思表示のプロセスを支援する

学生が単独で意思疎通を行うことが困難な場合など、必要に応じ、障害に関する専門家の同席を促したり、学内外のリソースや支援に関する情報を整理して学生に示します。

○可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定する

学生本人の教育的ニーズと意思を尊重した配慮ができない場合は、その合理的理由を説明し、次善の配慮案を提案できるようにしておくことも重要です。特に通学については、必要に応じて地域の支援を確認し、学生に情報を提供することも必要です。

決定過程においては、必要に応じ、学外の専門家等、第三者に意見を求めることも重要です。

また、他の学生との公平性を図るため、根拠資料（障害者手帳、診断書等）の提出を求め、それに基づいて配慮を決定します。

○合意形成のための組織体制を構築する

障害学生支援についての専門知識を有する教職員が学生のニーズをヒアリングし、これに基づいて迅速に配慮内容を決定できるような、支援体制の整備が必要です。また、決定に対して学生からの異議申し立てを受け付ける窓口やその対応プロセスを学内に整備します。

○時間的な経緯についての考慮

障害の状態、病状の変化や休学・復学等により、必要な支援が変化する場合があります。定期的な面談等で、学生の状態を把握しておくことも重要です。

○情報共有と個人情報保護

学内の関連部署が連携してスムーズな支援を行なうためには、教育的ニーズについての情報共有が必要ですが、一方で学生の個人情報の保護にも留意が必要です。どのような情報をどこまでの範囲で共有するかについては、学生本人の了解に基づいて決定します。

III. 入学から卒業までに必要な支援

1. 入学までに準備しておくことは？

■入学までの支援

進学を希望する生徒への情報提供

広く情報を公開 ウェブサイト等に掲載

オープンキャンパスでの相談対応

相談窓口の設置 リーフレット等の配布 支援担当者による相談対応

入学者選抜における事前相談

個々の受験者の障害の様態によって必要な支援は様々、関係部署の連携が重要

受験上の配慮

大学入試センター試験の受験上の配慮を参考に個々の受験者に必要な配慮を実施

合格後、入学までの準備

できるだけ早期に学生と学内関係者が一堂に会し、話し合う

参照

- ▶ [大学入試センター「受験上の配慮」](#)
- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」\(平成26年度改訂版\)](#)
- ▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

【進学を希望する生徒への情報提供】 障害のある生徒が、各大学等の支援について情報を得られるように、可能な限り具体的な情報を、ウェブサイトに掲載する等、広く情報を公開することが重要です。ウェブサイトに情報を掲載する際は、障害のある生徒が利用できるよう、**ウェブ・アクセシビリティ**にも配慮しましょう。

【オープンキャンパスでの相談対応】 オープンキャンパスは、進学を希望する生徒が大学等について知ると同時に、大学等が障害のある進学希望者のニーズをより早く把握するためにも重要な機会です。受験上の配慮を実施する上でも、**早期にニーズを把握**することで十分な準備期間をもって対応できます。進学を希望する生徒が、受験上の配慮や入学後の支援について相談できる窓口を準備します。

【入学者選抜における事前相談】 障害があることを理由に入学を拒否することは差別にあたります。進学を希望する生徒に公平な受験機会を提供するために、受験上の配慮が重要な役割を果たします。受験者の障害の様態によって必要な配慮を個別に検討する必要があるため、**配慮申請書**や**インテークシート**を利用して、十分な事前相談を行ないます。受験上の配慮を的確に準備するためには、入試担当だけでなく、受験学部（学科）、教務担当、支援担当等、各部署が連携して対応にあたるのが重要です。

【受験上の配慮】 多くの大学等が、**大学入試センター試験「受験上の配慮案内」**を参考にしています。また、自己推薦入試、AO入試等を利用する受験者も増えていますので、こうした受験の際の配慮についても検討する必要があります。

【合格後、入学までの準備】 学生のニーズを把握し具体的な対応を図るために、入学が決まったらできるだけ早い時期に学生本人と関係者が一堂に会して話し合う場を設けましょう。支援担当部署のほか、入学する学部（学科）、教務や学生生活担当、施設・設備担当、学生相談等、学生の教育に関わる様々な部署から関係者が参加することで、情報を共有し連携を図ることができます。また、学生がこれまでに受けてきた支援を知るために、卒業校の教員や保護者から情報を得ることも重要です。

2. 入学後はどんな支援をすればいいの？

■学習支援

学習支援の主体は、学生が所属する学部（学科）です。学部（学科）長をはじめ、授業担当教員等が主体的な役割を担う体制が必要です。



参照

- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（平成26年度改訂版）](#)
- ▶ [障害学生修学支援に関する規程及び様式等](#)
- ▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

学習支援とは、様々な修学機会への平等な参加を保障する配慮です。

支援の主体は学生が所属する学部（学科）及び教員です。学生が履修する授業担当教員、学部（学科）長等が支援活動において主体的な役割を担う体制が必要です。

【支援の場面】

履修登録、講義や実験、実習や演習、通信教育課程におけるスクーリング、大学院における研究指導等の正課教育（予習・復習・課題への対応等の自主学習を含む）、図書館や情報処理室の利用等、支援が必要な場面は様々です。

【必要な支援】

情報保障、教材に関する配慮、学習空白（治療のための欠席等）への配慮、試験に関する配慮、公平な成績評価、また、学外実習やインターンシップにおいても、移動や情報保障等の支援が必要になる場合があります。

【具体的な支援の例】

具体的な支援内容については、教授会等の教育組織や授業担当教員に対して、障害の種類や様態、必要な配慮等について明記した**配慮依頼文書**を配付するという方法が多くの学校で実施されています。また、教員向けの**支援マニュアル**やガイドを配付している学校もあります。

多くの大学等で、支援学生（支援を行なう学生）が活躍しています。支援学生が行なう支援は、**ノートテイクやパソコンテイク、教材のテキストデータ化、ガイドヘルプ**等様々です。

また、支援スタッフが確保できない、専門知識や支援技術を持ったスタッフがいない等、学内だけでは支援が確保できない場合は、学外の支援機関や支援団体から支援者の派遣や技術指導等の協力を得ます。自治体やNPO、地域の特別支援学校、あるいは他の大学等の障害学生支援部署等との連携によって、障害学生支援体制の充実を図ることも重要です。

■ 学生生活支援

学生生活に関わる支援

- 学校が主催する学校行事（入学式等）
- 学生寮等施設の利用
- 学生相談
- 授業外の修学指導
- 学内移動、学外実習における移動
- 休講情報等の入手
- 奨学金の申請手続きなど

緊急時や災害に関わる支援

- 緊急対策マニュアルの作成
- 避難訓練の実施など

施設設備のバリアフリー化

- 段差や階段
- 出入口
- トイレ
- 食堂
- 案内掲示など

心理面・健康面に関する支援

- 集団におけるコミュニケーションの配慮
- 教職員や他の学生の理解啓発
- 不安感、孤独感の解消など

生活介助

- トイレ
- 食事
- 体位変換など

参照

- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（平成26年度改訂版）](#)
- ▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

学生生活に関する様々な場面で支援は行われますが危機管理に関する配慮、施設・設備の必要に応じた改修、教職員や学生とのコミュニケーションに関する配慮、心理面・健康面に関する配慮等も重要です。

【緊急時や災害に関わる支援】

発作等の緊急時や災害時の対応については、学生の障害の様態や特性を考慮し、危機予測、応急処置、関係連絡先、避難方法、人的体制等に関する**緊急対応マニュアル**を整備しておく必要があります。**避難訓練**等も、障害の様態や特性を考慮して実施する必要があります。また、障害学生の在籍について、地域の関係機関と情報を共有しておくことも重要です。

【施設設備のバリアフリー化】

整備が必要となる施設・設備は、段差や階段、トイレ、出入口、食堂、案内掲示、教室の構造やスペース、机やイス等多岐にわたり、改修には工事に要する時間や費用の問題もあります。障害学生の在籍状況等を踏まえ、合理的な整備計画のもと、計画的にバリアフリー化を進めることが必要です。

また、図書館や情報処理室、実験・実習室、体育施設、学生寮等の共同利用施設の利用についても、他の学生と同様に利用できるよう、障害の様態や特性に応じた教育機器や支援技術の導入、人的支援体制の整備等が必要です。

【心理面・健康面に関する支援】

障害のある学生が周囲と適切な人間関係を構築するためには、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の学生や教職員が障害について理解を深めることが重要です。学習の見通しが立てられるようにする、周囲の状況を判断できるようにする、健康状態に応じて学習内容や学習方法を柔軟に調整する等、障害に起因した不安感や孤独感の解消が図れるような配慮も必要です。

学生にとってわかりやすい**相談窓口を設置**し、いつでも相談に対応できる体制を整備しておきましょう。

■就職支援

キャリア教育

- 学生のアドボカシースキル（自らの障害や適性への理解を深め、社会的ルールの中で必要な配慮を適切に求められる力）を育てる。

就職支援

- 障害者向け求人情報、就職支援情報の提供
- 就職支援セミナーやガイダンスの実施
- 学外機関との連携（ハローワーク、障害者職業センター等）
- インターンシップ受け入れ先や就職先の開拓
- 社会的スキル指導、就職活動支援

参照

- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（平成26年度改訂版）](#)
- ▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

障害のある学生の中には、一般的な就職活動の途中で障害に起因する困難に気づき、就職支援部署への相談が遅れるケースも多く見受けられます。障害の様態や特性を理解し、適切な支援を行なうためには、就職支援を必要とする**障害のある学生を早期に把握**することが重要です。

【キャリア教育】

障害のある学生のキャリア教育においては、学生の**セルフアドボカシースキル**を育てることが重要です。学生の障害の様態や特性に適した個別のキャリア支援プログラムを提供し、学生の就職に関する希望に沿いつつ、**社会的自立**へ向けての教育と支援を行ないます。

【就職支援】

年齢や立場に応じたコミュニケーションのとり方やマナー等の**社会スキル指導**、エントリーシートの作成や面接等に関する指導、アルバイトや**インターンシップ**による就労経験等を通じて、学生が、自らの**支援ニーズ**、**職業適性**を理解し、自信を持って就職活動を行なえるような支援が望まれます。

多くの大学等が、障害のある学生を対象とする**就職支援情報誌**や**就職支援サイト**の利用を、学生に勧めています。こうした就職支援企業は、障害のある学生向けの就職ガイダンスも開催しています。また、**ハローワーク**や**障害者職業センター**等の地域の支援機関と連携することも重要です。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、事業主に対し、雇用する障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。この制度に基づいた採用枠が**障害者雇用枠**です。

障害者雇用枠を利用するためには、**障害者手帳**を取得していなければなりません。また、障害者雇用枠での採用は、通常の採用と雇用形態や処遇が違う場合があります。障害者雇用枠を利用するかどうかについては、企業ごとの情報をよく収集した上で、学生自身が判断することが重要です。

3. 障害種別の支援について知りたい

■視覚障害学生への支援

視覚障害とは

盲……視覚による教育が不可能又は著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用しての教育が必要な程度

弱視…視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上の配慮が必要な程度

視覚障害学生のニーズの例

文字情報へのアクセスに関する支援

教材、試験
問題等の点
訳・拡大

印刷物のテ
キストデー
タ化

対面朗読

照明、明暗
環境の整備

環境把握と移動に関する支援

地理的環境
に関するオリ
エンテーショ
ン

視覚的、触
覚的目印の
整備

ガイドヘルプ
等

参照

- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」\(平成26年度改訂版\)](#)
- ▶ [「障害学生支援についての教職員研修プログラム」II 障害学生理解\(視覚障害\)](#)
- ▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

視覚障害のある学生には、視覚による情報が全く得られない**盲**の学生と、視力や視野の機能低下、明るいところがまぶしく感じる**羞明**や、暗いところが見えにくい**夜盲**などによる「見えにくい」障害のある**弱視**の学生がいます。

こうした視覚障害学生の主な支援ニーズは、文字情報（図、グラフ、動画等も含む）へのアクセスと、環境把握や移動に関する支援の2点といえます。

【文字情報へのアクセスに関する支援】

文字情報へのアクセスについては、**点訳**や**テキストデータ化**、**文字の拡大**、**対面朗読**などの支援が必要になります。また、照明器具を用意したり、ホワイトボードを黒板に変更したりといった**明暗環境の整備**を行なう場合もあります。また、視覚障害には分類されていませんが、**片目の失明**、**色覚異常**などにより見え方に困難のある学生に対しても支援が必要です。

【環境把握と移動に関する支援】

通学や学内での移動については、学生が単独で行動できるように、事前に道順等に関する**オリエンテーション**を行ないます。また、教室やエレベーター等には、学生が確認しやすいよう、**点字**や**拡大文字の表示**を設置することも必要です。学外実習やキャンパス間の移動については、**ガイドヘルプ**等の人的支援が必要になることもあります。

障害種別の支援については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」で詳しく紹介していますので、ご参照ください。

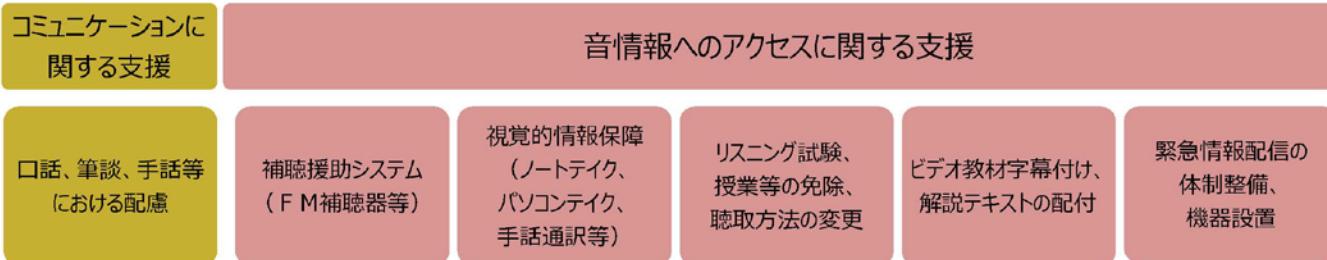
■聴覚障害学生への支援

聴覚障害とは

聾……両耳の聴力損失60デシベル以上、又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、又は著しく困難な程度

難聴……両耳の聴力損失60デシベル未満、又は補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度

聴覚障害学生のニーズの例



参照

- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（平成26年度改訂版）](#)
- ▶ [「障害学生支援についての教職員研修プログラム」II 障害学生理解（聴覚障害）](#)
- ▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

聴覚障害のある学生には、聴覚による情報が全く得られない聾の学生と、補聴器、人工内耳等によってある程度は聴覚情報を利用できる難聴の学生がいます。また、聴覚に障害があることに起因して言語表現、発声、発語に困難のある学生もいます。

こうした聴覚障害学生の主な支援ニーズは、コミュニケーションに関する支援と、音情報へのアクセスに関する支援といえます。

【コミュニケーションに関する支援】

聴覚障害学生の主な会話手段としては、口の形によって話を読み取る口話、筆談、手話があります。例えば口話を活用できる場合には、講義において、講師の口元がよく見える座席を提供し、講師は口をはっきりと動かして話すよう留意する等の配慮が必要です。

【音情報へのアクセスに関する支援】

補聴システムの利用によって聞こえを支援したり、ノートテイク、パソコンテイク、手話通訳等によって講義内容を視覚的に伝える支援を行ないます。リスニングの授業や試験には代替措置や免除の検討が必要になりますし、ビデオ教材を使用する場合は、字幕をつける等の対応を行ないます。

また、緊急警報等、音で知らせるシステムについても、フラッシュランプで同様の警報を伝える装置等導入の検討が必要です。

障害種別の支援については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」で詳しく紹介していますので、ご参照ください。

■ 肢体不自由学生への支援

肢体不自由とは

上肢機能障害……腕、手、指及び各関節に関する機能障害 下肢機能障害……脚、足指及び各関節に関する機能障害

上下肢機能障害……上肢、下肢の両方に関する機能障害

他の機能障害……体幹（胴体）に関する機能障害、上肢と体幹、下肢と体幹、上下肢と体幹に関する機能障害及び運動の障害

肢体不自由学生のニーズの例

上肢機能障害

ノートテイク、機器操作、図書館利用、資料整理、ドアや鍵の開閉、荷物の持ち運び、食事等

下肢機能障害

学内移動、教室利用、施設利用、通学等

上下肢・体幹の重度機能障害

嚙下（飲み込み）、かっ痰、呼吸、体温調節、発語等

参照

- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（平成26年度改訂版）](#)
- ▶ [「障害学生支援についての教職員研修プログラム」II 障害学生理解（肢体不自由）](#)
- ▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

肢体不自由とは、**上肢、下肢、体幹の機能障害**又は**運動の障害**を指します。上肢や下肢のみに障害がある場合もあれば、上下肢ともに障害がある、上下肢と体幹に障害がある、運動障害を伴っている等、人によって様々で、杖、車椅子等を利用している学生もいます。

肢体不自由学生の支援ニーズは、不自由な部位によって様々です。

【上肢機能障害】

手指や腕に不自由がある場合、**ノートテイク**（ノートをとること）をはじめ、**ページをめくる**、**機器を操作する**、**ドアを開け閉めする**等に困難があります。

【下肢機能障害】

移動や着席、姿勢の保持等に困難があり、**車椅子**を利用している場合には、**段差**や**階段**だけでなく、車椅子で移動するための**スペースの確保**や、車椅子でも使用できる高さの**専用机**等、様々な場面で配慮が必要になります。

【上下肢・体幹の重度機能障害】

体温調節や呼吸に困難がある場合、教室の**空調の調整**や**酸素ボンベの保管**等が必要になる場合もあります。また、**体位の変換**、**トイレや食事の介助**等、生活介助が必要な場合もあり、学生個々の様態によってニーズは様々です。

障害種別の支援については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」で詳しく紹介していますので、ご参照ください。

■病弱・虚弱学生への支援

病弱・虚弱とは

- 心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度
- 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度

病弱・虚弱学生のニーズの例

通院、治療、 定期健診等	体調不良	発作	アレルギー	服薬	治療、生活	移動	通学
遅刻、欠席 配慮	欠席、途中退 席配慮、休憩 室の確保	緊急対応マ ニュアル、医療 機関との連携	食品、薬品等 原因物質に 関する配慮	授業中の服 薬、薬剤等の 保管	人工透析等 の場所の確保、 体位変換	車椅子、簡易 ベッドの利用	自動車通学、 専用駐車場 の確保

参照

- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」\(平成26年度改訂版\)](#)
- ▶ [「障害学生支援についての教職員研修プログラム」II 障害学生理解\(病弱・虚弱\)](#)
- ▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

病弱・虚弱の学生のうち、法的な支援が整備されているのは、児童福祉法の規定に基づく**小児慢性特定疾患**や身体障害者福祉法の規定に基づく**内部障害**に該当する疾患の学生ですが、これに該当しない疾患の場合でも、修学において様々な困難があり、支援が必要な場合があります。

病弱・虚弱の学生の支援ニーズは、その疾患によっても様々です。

【通院、治療、定期健診等】【体調不良】

通院、治療、定期健診等による**遅刻**や**欠席**に関する配慮、体調不良に関する配慮があります。授業の内容によって、**実技科目等への参加**が難しい場合もあります。

【発作】【アレルギー】

疾患によって発作やアレルギーに関する配慮が必要な場合があり、**緊急対応マニュアル**の整備も重要です。

【服薬】【治療、生活】【移動】

また、授業中でも**服薬**や**水分補給**が必要だったり、学校にいる時間帯に**人工透析**等の処置を行なう必要がある、**排泄処理**に機器や専用スペースが必要という場合もあります。**車椅子**や**簡易ベッド**を使用している場合には、移動やスペースに関する配慮が必要ですし、**体位変換**や食事、トイレ等の**生活介助**が必要な場合もあります。

障害種別の支援については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」で詳しく紹介していますので、ご参照ください。

■発達障害学生への支援

発達障害とは

※（ ）内は平成26年度までの「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」障害区分

S L D……限局性学習症／限局性学習障害（L D：学習障害）

A D H D……注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害（A D H D：注意欠陥／多動性障害）

A S D……自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害（高機能自閉症等：高機能自閉症及びアスペルガー症候群）

発達障害学生のニーズの例

授業	履修登録	試験	コミュニケーション	スケジュール管理	情報取得	就職支援
講義録音許可、 板書撮影許可	履修計画、授業 選択指導	別室受験、試験 時間延長、解答 方法配慮	対人関係トラブル、 居場所確保	出席、 提出物期限	注意事項 文書伝達	社会的スキル指 導、エントリー シート作成指導

参照

- ▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」（平成26年度改訂版）](#)
- ▶ [「障害学生支援についての教職員研修プログラム」II 障害学生理解（発達障害）](#)
- ▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

発達障害学生の場合、診断書があり、本人も自身の障害を認識している場合だけでなく、本人に告知がされていない場合や、障害が要因と思われるトラブルが発生して、初めて発達障害が疑われる場合もあります。

発達障害学生の場合、困難を生じる場面は特に個別性が高く、本人には自覚がないが周囲に影響が生じている場合もあるため、**定期的な面談やカウンセリング**を通じて、常に状況を把握しておくことが重要です。

【試験】【履修登録】【授業】

発達障害学生の中には、集団の中では試験が受けられない、答えを口に出してしまう等、試験に関する配慮が必要な場合があります。また、履修計画が立てられない等、履修登録に関する配慮、講義内容の録音許可や板書の撮影許可等、必要な配慮は学生によって様々です。

【コミュニケーション】【スケジュール管理】【情報取得】

グループ学習やゼミでの**対人関係のトラブル**等のコミュニケーションに関する配慮も重要です。また、授業の出席や提出物の期限を守る等の**スケジュール管理**、掲示板で必要な情報を確認する等に困難がある場合もあります。

【就職支援】

自身の障害や適性についての理解を深めるための支援とともに、年齢や立場に応じた言動やビジネスマナー等の**社会的スキル指導**、**エントリーシートの作成**や**面接**等の就職活動に関する支援が必要です。

障害種別の支援については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」で詳しく紹介していますので、ご参照ください。

■精神障害学生への支援

精神障害とは

統合失調症、気分障害（躁病、うつ病、双極性感情障害、持続性気分障害等）、神経症性障害等（不安障害、強迫性障害、適応障害、解離性障害、身体表現性障害、神経衰弱等）、摂食障害、睡眠障害、高次脳機能障害、依存症候群、人格障害、トゥレット症候群、性別違和（性同一性障害）、選択性緘黙（場面緘黙）、知的障害等

精神障害学生のニーズの例

試験	履修登録	授業	コミュニケーション	通院、 体調不良	名称、 施設利用	就職支援
別室受験、試験 時間延長、解答 方法配慮	履修計画、授業 選択指導	板書の撮影・講 義録音許可、 ノートテイク	対人関係トラブ ル、カウンセリング	出席、遅刻、途 中退席、服薬	名簿、呼称、ト イレ、更衣室、 健康診断	社会的スキル指 導、エントリー シート作成指導

参照

▶ [「教職員のための障害学生修学支援ガイド」\(平成26年度改訂版\)](#)
▶ [障害のある学生への支援・配慮事例](#)

精神障害の内訳としては、統合失調症、うつ病、双極性障害、不安障害、パニック障害、摂食障害、トゥレット症候群（チック症）等のほか、高次脳機能障害、睡眠障害、性別違和（性同一性障害）、知的障害等があります。

精神障害学生の支援ニーズは、その学生の疾患や様態によって様々です。

服薬等の治療を続けながら通学する学生や、疾患・障害についての自覚が乏しい、告知がされていない等、経過観察が必要な場合が多いため、担当教員の**障害理解**や状況観察、**定期的な面談**、**専門家によるカウンセリング**等も重要です。休学、復学等への対応が必要になる場合もあり、保護者や主治医等の医療機関、支援機関等との連携も重要です。

【試験】【履修登録】【授業】

緊張のために服薬等で抑えていた症状が出現する等、試験に関する配慮が必要な場合があります。また、**休学、復学**等による履修登録に関する配慮、遅刻や欠席、集中力の低下等に起因する授業への配慮が必要な場合もあります。


【コミュニケーション】【スケジュール管理】【情報取得】

グループ学習やゼミでの**対人関係のトラブル**等のコミュニケーションに関する配慮も重要です。また、授業の出席や提出物の期限を守る等の**スケジュール管理**、掲示板で必要な情報を確認する等に困難がある場合もあります。

【就職支援】

卒業後も治療が継続する場合、体調管理や服薬による影響なども視野に入れた就職活動をする必要があります。また、近年の法改正によって対象となった障害者雇用枠を利用するかを、学生とともに検討していくことも重要です。

障害種別の支援については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」で詳しく紹介していますので、ご参照ください。



はじめて障害のある学生を 受け入れるにあたって

平成28年6月

独立行政法人日本学生支援機構学生生活部障害学生支援課
〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
TEL 03-5520-6173 FAX 03-5520-6051
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html